

振動規制法の規定による地域及び規制基準等（平成24年岩手県告示第245号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後																
別表第 1 [略] 備考 1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として、次の表の左欄に掲げる町村の区域ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる日現在において、同法の規定により定められている地域をいう。 <table><tr><th>町 村</th><th>日</th></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>胆沢郡金ヶ崎町</td><td>平成20年 3 月 11 日</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> 2 [略]	町 村	日	[略]		胆沢郡金ヶ崎町	平成20年 3 月 11 日	[略]		別表第 1 [略] 備考 1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として、次の表の左欄に掲げる町村の区域ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる日現在において、同法の規定により定められている地域をいう。 <table><tr><th>町 村</th><th>日</th></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>胆沢郡金ヶ崎町</td><td>令和 6 年 3 月 29 日</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> 2 [略]	町 村	日	[略]		胆沢郡金ヶ崎町	令和 6 年 3 月 29 日	[略]	
町 村	日																
[略]																	
胆沢郡金ヶ崎町	平成20年 3 月 11 日																
[略]																	
町 村	日																
[略]																	
胆沢郡金ヶ崎町	令和 6 年 3 月 29 日																
[略]																	
備考 改正部分は、下線の部分である。																	